

戦前における市営電気事業の展開と特性

西野 寿章

Development and characteristics of a municipal electricity utility in Japan before World War II

Toshiaki NISHINO

Summary

The number of electric supply organizations of Japan was 850 in 1932, among those, the organization that the local government had managed was 115. The electric supply business had been managed in nine cities before World War II. The names of the city were Kyoto, Sakata, Tokyo, Shizuoka, Sendai, Kobe, Kanazawa, Osaka and Miyakonojo. Why did these cities establish the electric supply organization?

The system of finance of the local government in Japan before World War II was insufficient for maintenance of infrastructure. Therefore, these cities had to acquire original fiscal resources for maintenance of infrastructure. The one method was an electric supply and management of tram by the municipality for citizens. As a result, the finance of local government was steady by the business profit and the city demonstrated individuality. However, the character of city was lost by rush into World War II.

I はじめに

本稿の目的は、戦前の市営電気事業の特性を明らかにすることにある。戦前の電気事業は、端的にいえば自由競争の下で発展し、その最初は1887（明治20）年に開業した東京電灯であった。電気事業者数は、1910（明治43）年では316であったが、1920（大正9）年では834に急増し、最も多い1932（昭和7）年では850を数えた。しかしながら、地域の隅々に電気が行き渡ったわけではなく、農山村地域は収益性が低いことから電灯会社の配電区域から除外されることが多く、そのため山村地域では町村営電気事業が設立された。

筆者は、戦前の町村制下における財源に乏しい山村自治体が、どのようにして町村営電気を設立し、経営したのかについて、長年にわたって研究を進めてきた¹⁾。また公営電気の設立が困難

であった地域に設立された電気利用組合の設立過程²⁾、奥地山村に設立された電灯会社の経営的特色³⁾などについても分析して、山村地域の電化過程について研究を進めてきた。そして、2011年3月11日の巨大地震に伴って原子力発電所事故が発生して、戦後、初めて電力供給体制が問題とされ、原子力発電の是非をめぐって堰を切るように多くの議論がなされた中で、東京が歴史的に持ってきた電力構造問題を整理し⁴⁾、郡営電気として設立され、郡制廃止に伴い複数の自治体で経営されるようになった戦前の電気組合の今日的意義についても論及してきた⁵⁾。

民営電気事業者の配電区域から除外されたため、あるいは電灯会社を設立できる資本家が存在していなかったことから、自治体自らが電気事業を経営せねばならなかった山村とは対照的に、多くの電気需要が見込まれた都市では、資本家らによって電灯会社が次々と設立された。大都市では電気鉄道の設立も相次ぎ、電気事業を兼業とする鉄道会社も多かった。

このように、都市地域では、民間資本の手によって地域電化が進められたが、明治末期から公営電気事業が発達し始めた。公営電気事業の最初は、1891（明治24）年に開業した京都市営電気であった。その後、明治末期から市営電気事業が開業し、最終的には9都市で電気事業が経営され、その内5都市では市街地を走る電気鉄道の経営も行った。また電気事業には直接関わらなかったが、7都市では市街電気鉄道の経営を行った。

これまで、戦前の市営電気事業については、各電力会社の通史においては触れられているものの、電気事業の代表的な通史的研究においてはほとんど触れられておらず⁶⁾、京都市営電気事業の市営企業財政の歴史的な性格を明らかにした金沢史男の研究⁷⁾、大阪市営電車の経営にふれつつ、独自の都市経営論者であった学者市長・関 一の都市財政論を考察した岡野満夫の研究⁸⁾などは、先駆的研究として注目される。戦前の公営電気事業については、室田 武⁹⁾、宮城県営電気事業については高橋芳紀¹⁰⁾、仙台市営電気事業については雲然祥子の研究¹¹⁾があるが、市営電気事業だけを分析した研究は見当たらない。

戦前の電気事業の全体像からみると、市営電気事業をはじめとした公営電気の供給ウエイトは高いものではなかった。自由競争下におかれた戦前の電気事業は、必然的により高い収益を得ることのできる都市地域から発達した。都市地域の側からみると、自治体が電気事業経営に乗り出さなくても地域電化は進んだものと考えられる。にもかかわらず、巨額の財政投資を必要とする電気事業に、なぜ都市自治体が乗り出したのであろうか。そこで本稿では、この点に的を絞って、戦前の市営電気事業の全体像を明らかにしつつ、今日的意義について考察する。なお、鉄道経営だけに留まった7都市（富山市、横浜市、名古屋市、熊本市、札幌市、鹿児島市、若松市）については、紙幅の関係から触れない。

Ⅱ 戦前における市営電気事業の展開過程

第1表は、戦前における市営電気事業と市営鉄道事業を行った都市の開業年をまとめたものである。前述したように、戦前の市営電気事業は1891（明治24）年の京都市を嚆矢とし、その後1927（昭和2）年の宮崎県都城市まで、9都市において開業した。以下、電気供給事業の開始年次順に網羅的ではあるが設立経緯と経営状況について概観する。

（1）京都市

京都市は、日本で最も古い公営電気事業者であった。当初は電力だけの供給であったが、電気軌道事業の開始と同時に電灯供給も行うようになった。京都市が市営電気事業に乗り出すことになったのは、1881（明治14）年から測量が開始され、1890（明治23）年に完成した琵琶湖疎水計画に関連してであった。京都府知事に赴任した北垣国道は、京都の工業振興のためには従来の手工業を機械工業に変え、そのためには原動力を水力とすることが必要と考え、琵琶湖の水を京都盆地に引き込むための琵琶湖疎水の建設を計画した¹²⁾。琵琶湖疎水の建設目的は、西大阪海港と東琵琶湖を結ぶ運輸、京都盆地の田畑灌漑、水力による精米、防火、井泉枯渇の補完とし¹³⁾、水力発電は目的に入っていなかったが、北垣知事に調査を命令された技師が米国コロラド州の鉱山において研究中であった水力使用発電事業を視察し、工業用動力として優れたものであることを認識したことから1889（明治22）年に水力発電を加えることが決定された。水力発電所は、琵琶湖疎水が京都盆地に流れ入る蹴上地点における高低差20間（36.2m）を利用して建設された¹⁴⁾。これがわが国最初の水力発電所となった蹴上発電所である。蹴上発電所は、1891（明治24）年11月から発電を開始している。しかし、エジソン式直流発電機2基（80kw）と小規模で

第1表 戦前における市営電気事業及び市営鉄道事業一覧

種別	都市名	開業年			備考
		電灯	電力	鉄道	
電気供給	酒田市	1908			町営電気として開業。1933年市制施行。
	静岡市	1911			静岡電灯買収。
	金沢市	1921			金沢電気瓦斯買収。
	都城市	1927			球磨川電気一部買収。
供給・鉄道	京都市	1913	1891	1913	鉄道：1918年京都電気鉄道買収、完全市営化。
	東京市	1911		1911	東京鉄道買収。電気局開設。
	仙台市	1911		1926	仙台電力買収、1912年宮城紡績電灯買収。
	神戸市	1917		1917	鉄道：神戸電気鉄道、阪神電気鉄道買収、電気局開設。
	大阪市	1923		1903	1923年大阪電灯買収。日本最初の公営鉄道(市電)。

資料：『公営電気復元運動史』、各市史、『電気事業要覧』等。

〔注〕戦前の電気は、家庭用電灯と動力用電力とに区分されていた。京都市は1891年に電力だけの供給を開始し、1913年に電灯の供給を開始したことから開業年を区分したが、京都市以外については、文献、資料から電灯と電力の供給年が異なるとの記述がないことから、電灯用電気と電力用電気を同時に供給したものとみなした。なお、1935年現在、いずれの市も電力を供給している。

あったことから、発電開始当初は、供給区域が発電所から20町（2.2km）以内に限定されていた¹⁵⁾。蹴上発電所は、1906（明治39）年の第二疎水の竣工に伴って発電機を増設が行われ、1936（昭和11）年では6,862kwまで増強されている¹⁶⁾。

京都市営電気事業は、1891（明治24）年5月に京都市有電動力使用条例を定め、供給が開始されたが、この条例では京都市営の電気供給は動力用電気の供給に限定していた¹⁷⁾。京都市内の家庭等への電灯供給は、1889（明治22）年に開業していた京都電灯に委ね、京都市営電気は電灯用電力を同社に供給していたが¹⁸⁾、1913（大正2）年から京都市営電気も電灯供給を開始するようになる。1913年は、京都市が市営電気軌道事業を開始した年であり、疎水を利用した伏見発電所（最大出力1,934kw）と夷川発電所（同421kw）もこの年から発電を開始した。

京都市における電灯供給については京都電灯が、電気軌道事業については1895（明治28）年開業の京都電気鉄道が先行事業者としてそれぞれの事業を展開していた。京都市の電灯供給事業への参入は、供給区域が重複することによって「同一区域内に両者の送電並に配電線を混淆し甚だしきは一戸にして両者より供給を受くるの奇観を呈」¹⁹⁾する状況が生み出された。

電灯供給については、1914（大正3）年末に京都市と京都電灯との間で電灯・電力料金を同一にすること、「供給区域中各営業区域ヲレ限定シ相互相侵ササルコト」²⁰⁾などとした契約が締結され、1915年2月には、京都府知事、逓信局長による「営業区域限定裁定書」が示され、京都市営電気は三条通より北方の京都盆地内と郡部の木幡、京都電灯は三条通より南方の伏見方面、山科などが供給区域と定められた。一方、電気軌道事業については、京都電気鉄道によって、1895（明治28）年の伏見線と木屋町線の開業を皮切りとして、京都市内を東西南北に結ぶ路線25.1kmを営業していた。これに対して京都市営電気軌道事業は、烏丸線、丸太町線など7.7kmの路線が1912（明治45）年6月に開業したのを皮切りとして、人口増加に対応しつつ、順次路線を新設、延長した。しかし、軌道幅が異なり、京都電気鉄道が狭軌（1,067mm）であるのに対して、京都市営が広軌（1,435mm）であったことから、乗車区間によっては運賃を二度支払わねばならないことや、乗り間違ふ乗客が多く出るなど、不便であったため、京都市によって京都電気鉄道の買収が行われることとなった。1918（大正7）年6月末に買収が成立して、京都市営電気軌道の営業距離は47.4kmに及んだ²¹⁾。

京都市は、琵琶湖疎水、蹴上発電所に関わる8万9千円の建設費の財源を京都市最初の市債によって調達した。その後の市営電気事業、市営電気軌道事業に関わる資金の多くは市債により調達され、1909（明治42）年の水道事業、道路拡張、電気鉄道に関わる費用、1911年の伏見発電所、夷川発電所の建設費用は外債によって調達され、その後も公債によってたびたび資金調達がなされた²²⁾。その一方で、京都市の歳入は人口増加に伴って増加し、市税総額は1889（明治22）年を10とした場合の指数は、1914（大正3）年122、1929（昭和4）年907と大きく伸びた²³⁾。そして市営事業の収支は、琵琶湖疎水を利用した電気利用料、水力利用料、運河使用料を合わせた水利事業特別経済の推移によると、収入から支出を引いた差引残金は、1891（明治

24) 年度から1893年度までの3年度と1896(明治29)年度において支出が収入を上回っている以外は、1931(昭和6)年度まで収入が支出を上回り、差引残金から公債費を差し引いた純残金では、公債の返済が開始された1894(明治27)年度から1896年度までの3年度と1914(大正3)年度において赤字となっている以外は、毎年、純残金を残している²⁴⁾。また、市営電気軌道事業の経営状況を歳出累年表からみると、開業初年度から利益金が発生しており、1923(大正11)年度からは他経済への繰り入れが行われるようになった²⁵⁾。このように、京都市営事業は相次いで利益を生み出し、京都市の財政の充実に貢献した。

(2) 酒田市

山形県酒田市営電気事業の前身は、1908(明治41)年に開業した酒田町営電気事業であった。1933(昭和8)年、市制施行に伴い市営電気となった。設立の動機は、隣接した鶴岡町に1898(明治31)年に開業した鶴岡水電は、鶴岡町と共に鶴岡水電の設立に関わっていた酒田町側に失権株が多く出たことなどの経緯から酒田町を供給区域から除外したことにあった。こうした鶴岡水電の動きに対応して、酒田町の住民の中には、秋田県の電灯会社の供給区域となる動きもあったが、県外資本の供給区域となることに反対する勢力もあり、県知事が仲裁して、町営電気事業の設立に至った²⁶⁾。酒田町営電気の財源は、民間からと起債によって調達された。電気事業によって未開地の開墾と灌漑用水の充実によって米の増産を図り、さらに電灯供給によって火災の危険をなくして、地方の文化と産業の発展が図れると考えられた。そして、電気事業の費用を全て償却した後は、電気事業の純益金を積み立てて基本財産とし、その利子を町費に充当して戸数割を徴収しないという遠大な構想を描いていた²⁷⁾。

1935(昭和10)年度の酒田市の予算書によると、一般会計の歳入額は54万2千円余りとなっており、その内、電気事業による歳入は49%を占めるものとして編成され、歳出予算では電気事業費の39.5%が他経済(一般会計)への繰り入れるように編成されていた²⁸⁾。町営電気時代からの発電所建設費用や設備費の資金調達を行った公債(85万円)は、1932(昭和7)年度までに全て償還し、1934年度末までに一般会計、水道特別会計に累計46万余円が繰り入れられた²⁹⁾など好成績をあげ、市営電気事業の経営は財政を潤していた。

(3) 東京市

東京市では、1911(明治44)年8月に東京市営電気事業と東京市営電気軌道事業が同時に開始され、電気局が設置された。東京市が電気事業経営に乗り出したのは、市街地鉄道の市有化が契機であった。東京市においては、1880(明治13)年に開業した東京馬車鉄道を最初として、鉄道会社が相次いで開業し、市街地鉄道網が形成されていった。1906(明治39)年には東京電車鉄道、東京市街鉄道、東京電気鉄道の3社が合併して、東京鉄道を設立した。東京鉄道は設立と同時に、それまでの各社ごとに3銭均一制であった運賃は乗り換え客に不便が生じていたことから4銭均一制としたが、市民は運賃値上げに反対陳情を繰り返し、反対演説集会も活発に行われ、こうした動きのなかで鉄道の市有化が議論されるようになった。そこで東京市は、1911(明

治44)年に東京鉄道を買収し、鉄道経営と東京鉄道が経営していた電気供給事業を市営事業として経営することとなった。

東京市における電気事業の最初は、1887(明治20)年に開業した東京電灯であった。その後、1907(明治40)年には東京鉄道が東京市、豊多摩郡千駄ヶ谷町、渋谷町、荏原郡品川町、目黒村などに電灯・電力の供給を開始した。東京市営電気は、東京鉄道の供給区域を引き継ぎ供給することとなったが、通信省は東京市、京都市、神戸市等に電灯の競争事業を許可していたため、電気事業者間の競争が激しかった³⁰⁾。そのため、東京市営電気事業は、1912(明治45)年度より46万灯計画、1913年度より52万7千灯計画を断行したものの、1917(大正6)年の三電協定が成立するまで欠損続きであった³¹⁾。

東京市電気局では、電気供給区域の重複する東京電灯、1920年に東京電灯に合併する日本電灯と競争しなければならず、そのため東京市では1913年に料金値下げによって対応したが、1917(大正6)年に三電協定によって低廉な市内統一料金制が実施された。この三電協定の成立に伴って供給区域、料金の調整が行われた結果、市営電気の業績は好転して同年度には赤字を解消し、1923(大正12)年の関東大震災直前には125万円余りの黒字を出していた。震災によって1923年度は赤字となったが、翌1924年度には再び黒字となり、経営は順調に推移した³²⁾。とはいえ、1934(昭和9)年の神田区における電灯用電気の供給状況をみると、東京電灯が24,431戸に供給していたのに対して、東京市営電気は1,620戸に過ぎず³³⁾、東京市中心部における電灯供給では東京電灯が圧倒しており、市営といたながらも市営電気が優位に立っていたわけではなく、東京市電気局の収入の過半は電気軌道事業によるものであった(第2表)。

東京市の電気軌道事業は、前述したように東京電気鉄道を買収することから始まり、1911(明治44)年の東京鉄道買収時における軌道延長は192.3kmであった³⁴⁾。東京市は、1911年以降、路線延長を行い、1922(大正11)年の軌道延長は297kmに達していた³⁵⁾。1917年度以降、乗

第2表 1935年における市営電気事業ならびに市営鉄道事業の経営諸元

都市名	原動力	落成電力(kw)	電力自給率	固定資産(万円)	電気鉄道営業距離(km)	契約灯数(定額+従量)	電力契約kw	1935世帯数	需用家数(定額+従量)	推定電灯普及率1935	利益に占める割合			純利益(円)	固定資本純利益率	
											電灯	電力	電気鉄道			
電気供給	酒田市	水力・受電	2,220	86.5	102	-	32,770	694.4	10,587	10,529	99.4	71.3	23.2	-	118,189	11.6
	静岡市	水力・受電	9,364	70.1	623	-	156,731	4,432.0	36,492	30,419	83.4	60.7	31.7	-	893,449	14.3
	金沢市	水力・受電	15,369	74.6	1,276	-	204,657	3,705.0	37,303	36,799	98.6	43.1	37.9	-	804,171	6.3
	都城市	受電	570	0.0	47	-	26,011	423.2	7,201	7,098	98.6	75.4	17.7	-	128,244	27.1
供給・鉄道	京都市	水力・汽力・受電	28,300	43.5	4,911	65.0	670,789	7,555.0	226,504	80,520	35.5	26.5	10.7	50.0	3,727,234	7.6
	仙台市	水力・汽力・受電	11,250	60.0	843	9.5	221,970	3,618.0	39,883	38,181	95.7	61.9	14.0	16.0	896,703	10.6
	東京市	汽力・受電	64,000	15.6	25,619	173.9	1,224,323	14,928.0	1,191,939	146,811	12.3	19.0	7.9	52.1	▲20,677,906	-
	神戸市	汽力・受電	115,711	22.6	6,309	40.3	936,602	19,743.7	198,018	160,686	81.1	28.6	34.7	24.8	4,855,777	7.7
	大阪市	汽力・受電	169,900	22.4	4,387	108.6	2,788,797	48,274.0	630,232	492,652	78.2	40.2	13.5	30.2	9,599,344	21.9

資料：通信省(1937)『第28回電気事業要覧』、国勢調査。

(注)

- 1) 第28回電気事業要覧のデータ年は、同要覧の例言に「昭和十年及昭和十一年中ノ事項を掲載スルモ資料不備ノモノハ前年度分ヲ再掲スル」と説明されており、個別データのデータ年は表示されていない。そのため、データ年の特定は不可能であり、データによっては国勢調査年(昭和10年)とズレが生じていることも考えられることから、普及率は推定とした。なお、京都市、東京市への電灯供給は、市営電気以外の電灯会社によっても行われていたことから、表中の普及率はシェアを示している。
- 2) 酒田市の世帯数、需用家数は、酒田市(6,374世帯)以外に、供給地域である飽海郡の9村(4,213世帯)が含まれている。
- 3) 金沢市の世帯数、需用家数は、金沢市(35,399世帯)以外に、供給地域である2村(伊阪村・小坂村 1,904世帯)が含まれている。
- 4) 東京市の世帯数、需用家数は、京都市(222,445世帯)以外に、供給地域である愛宕郡、葛野郡、宇治郡(4,059世帯)が含まれている。
- 5) 仙台市は、仙台市営電気とともに宮城県営電気も供給区域としていたが、供給区域が明確ではないことから正確な普及率を算出することは難しい。表中の普及率は、仙台市の世帯数をもとに算出しているが正確性に欠けている。

客数は著しい伸びをみせるようになり、1919年度における1日平均の乗客数は108万人に達し、軌道事業は1917（大正6）年頃から1923年の関東大震災までの間は「市電の黄金期」といわれ、財政状況も良好であった³⁶⁾。

しかし、東京市電は関東大震災によって壊滅的被害を受け、復興のために6千万円の巨費が投じられ、軌道事業は震災を転機として収支均衡を失³⁷⁾、1923年度以降、昭和に入ってから赤字経営が続くこととなった。関東大震災までの東京市の軌道事業は、地域独占の抗力が極めて強く発揮されていたとされ、1916年と1920年の2度にわたる運賃値上げにより利益を生み出し、収益主義的経営を維持していた³⁸⁾。

（4）静岡市

1911（明治44）年3月、静岡市営電気事業が開始された。静岡市において電気事業の市営化が議論されるようになった発端は、数人の市会議員が市の財政を税収入だけに依存せず、市自身何らかの営利事業を行い、その収益を事業にあてて市税を補うために、静岡電灯の市営化を考案したことにあった³⁹⁾。静岡市は、「電灯事業ヲ市営トスルニ付意見書」において、「我が静岡県ノ如キ山川ニ富ミタル地方ニ於テハ将来必ラズ水力ニ依ル勢力ニ仮ツテ電氣的勢力ヲ拡張シ以テ工業上ニ供給スルノ時機近キ将来ニ於テ大ニ発達スルナラン然レドモ既設電気事業者ノ火力ニ依テ電灯若クハ電力ノ供給ヲ経営シツツアルモノハ兎角自己ノ経済上其発達ヲ疎外スル事情ナキ能ハサレバナリ是レ即チ此事業ニ於テ公共的利益ヲ目的トスル自治体ニ於テ其経営ヲ必要トスル事ハ論ヲ俟タサルナリ」「本市ニ於テ電灯事業ヲ市営トスルハ一方市ノ財源ヲ企画スルト同時ニ将来水力電気ノ供給ヲ俟チ又一方市民ノ商工業ノ大発展ニ資セントスル」⁴⁰⁾と市営電気事業の公共性を主張しつつ、市営電気事業が財源となって商工業の発展に資することができると述べている。

1907（明治40）年2月には、電気事業市営案がまとめられ、私設会社は株主に対する配当を高めるために点灯料を低減することができず、市営にすることにより点灯料を低減して、火災の防止の一端となることや、「私設会社に於ては、其の事業の公共的性質たるに拘わらず、之れに依つて得る処の利益は全部小数なる株主を利するに留まる而已之れを市営とする時は利益の全額は一般市民の享有する処となり、経済上市民を利益して公共事業の本領に適するに至る」と説明している⁴¹⁾。

1909（明治42）年10月、静岡市会は、静岡電灯の買収価格が高額であることなどから市営反対運動が起こったものの、それを無視して市営化を可決した。このことは、市民の猛烈な反抗をひきおこし、同月には市営反対市民大会が開催され3千人が参加し、やがて市営反対静岡市民会が成立するなど、市営化をめぐる行政と市民が対立した。市民会は、「市営は其根本原則として公益本位ためべくして決して収益本位若くは両便主義たるべからず。点灯者と云う特殊の階級より得たるものを以て一般歳出に当てんとするは、全く其根底に於て誤れるものにして、極言すれば一部階級の負担を重からしめて富者の負担を軽からしめんとするものなり」などと主張した。この事態は、静岡県知事の和解斡旋へと向かったが、市会と市民会は和解しないばかりか、静岡

市の調査が不十分などとして、知事は電灯市営案を認められないとし、市営案は一旦頓挫するに至った⁴²⁾。電気事業の市営化は、前年の大出水などを契機として市民の間に市営電気を要望する声が高まったことなどを背景として、1910（明治43）年の市会において再び取り上げられ、再び反対運動が起こったが、翌1911年3月に静岡市営電気が開業した。

静岡市営電気は、静岡電灯の買収費用と供給設備改良費を合わせた23万6千円を民間から資金調達を行った。開業当初の電源は、静岡電灯の火力発電所を継承したが、1911年9月からは四日市製紙からの受電方式に改め、1911年12月に富士川水系芝川に最初の水力発電所を建設して発電を開始して以降は、芝川に3つの水力発電所が建設された。静岡市における電灯需用家数は、1929（昭和4）年の世界大恐慌の影響を受けて、1930年以降、定額電灯の需用家が減少し、電灯取り付け数が減少しているものの、定額に変わって従量電灯や従量電力の需用家が増加したことから、需用家総数は1929年以降も増加していた⁴³⁾。静岡市では、所有水力発電所だけでは需要に対応できず、東京電灯、富士電力より受電して不足分を補った。

歳入歳出決算状況によると、例えば1921年度では歳出決算額の16.5%が一般経済へ繰り入れされており、1931年度においても17%が一般経済へ繰り入れされているほか、下水道整備費や水道布設費などにも電気事業の収益が繰り入れされている。こうした他経済への繰り入れ後においても、1921（大正10）年度の繰越残高は23万5千円余りとなっており、大恐慌後の1931（昭和6）年では約70万円が次年度に繰り越され、当初の目論見通り、市営電気事業による収益は静岡市の社会資本整備に充当されていた⁴⁴⁾。

（5）仙台市

仙台市は、1911（明治44）年7月に市営電気事業が開業し、1926（大正15）年11月に仙台市営電気鉄道が開業している。これらは、上水道、市区改正、公園と並んで、1907（明治40）年に市会に建議された仙台市五大事業調査に含まれていた⁴⁵⁾。仙台市における最初の電気事業者は、1894（明治27）年に開業した宮城水力紡績と仙台電灯であった。宮城水力紡績の前身である宮城紡績会社は、1884（明治17）年に操業を開始し、東北地方で最初に水力を動力とした機械制紡績を導入していた。仙台に他県から電灯会社を設立する動きが出たことから、これに対抗して地元の実業家らが電灯会社の設立に着手し、発電は宮城紡績会社の水車を利用して行い、電灯事業のみ電灯会社で行う計画が立てられ、1894（明治27）年に仙台電灯が設立された⁴⁶⁾。その後、1899（明治32）年に宮城水力紡績と仙台電灯が合併して、社名は宮城紡績電灯に改められたが、宮城紡績電灯の社員であった太田千之助は「経営基盤の定かでない小企業がいくら合併しても高が知れていることに気づき、電気事業の公営化による安定を持論として抱くようになり、1910（明治43）年に仙台市が電気事業の市営化を進めたときに、太田は「市に積極的な助言を与えた」とされる⁴⁷⁾。

仙台市の電気事業経営計画は、1907（明治40）年8月に市会より、「仙台市水利工事を起して工業者に原動力を供給する得失」、「仙台市内へ市営を以て電気鉄道を布設する得失」など、い

わゆる五大事業の調査建議書が提出されたことに始まる。この建議書に基づく調査報告書は、「(前略) 本事業ハ市町村ノ経費ハ市造営物ヨリ生ズベキ手数料使用料等ヲ以テ之ニ充テ其不足ハ市税ニヨリ補充スベキ立法ノ精神ニ適合スベキコト以上ノ如クナルヲ以テ市営水利事業ノ起工ハ実ニ有利有望ノ挙タルヲ疑ハズ然レドモ右水利仲最モ望ミヲ属スベキモノハ既設宮城電灯会社並ニ仙台電力会社ノ有ニ属スルヲ以テ両社ト交渉シ一面ハ既設会社ノ権利ヲ尊重シ其私益ヲ害サルコトニ注意シ一面ハ市ノ公益事業ヲ不利ニ陥ラシメサル事ヲ期シ価格ヲ協定スルヲ要ス(後略)」などと述べ、戦前の市制に規定された財政のあり方に沿うならば市営事業は、「市造営物ヨリ生ズベキ手数料使用料」を増加させることになるとしている⁴⁸⁾。

1910(明治43)年4月、仙台市の一部と塩釜町などを供給地域とした仙台電力が開業したが、翌1911年7月に開業した仙台市営電気は、公債発行、銀行から借入によって資金調達を行って仙台電力を買収し、電気局を設置した。仙台市は、仙台電力の営業開始前から買収交渉を進めていた⁴⁹⁾。1912(大正元)年12月には、宮城紡績電灯も買収し、供給地域を拡大しながら、仙台市営電気事業の経営基盤を強固にした。仙台市営電気による収益金は、仙台市財政に大きく貢献したとみられ、1916(大正5)年度から1944(昭和19)年度までの間、仙台市歳入の10～20%を占め、30%近くに及ぶ年度もあった⁵⁰⁾。仙台市では、1936(昭和11)年度より新設工場において電動力使用額6百円以上であれば創業開始時から3年間使用利用金の1割以内を助成するなど、市営電気事業は産業振興にも貢献した⁵¹⁾。

一方、仙台市では前述の五大事業に含まれていた市街電車の建設が1923(大正12)年から開始された。その費用は、宮城県が郡部の電気事業を統合して県営とする計画を持っていたことから、市営電気の供給区域の内、郡部の電気事業を県に売却した代金によって賄われた。1926(大正15)年に一部開業し、1928年には市街地の環状線が開通している⁵²⁾。1937(昭和12)年には北仙台から南の長町駅前まで全通した。市街電車の収益が、仙台市財政にどのような影響を与えたのかについては明らかではないが、1935年時点では電気局の利益の16%に留まっている(第2表)。

(6) 神戸市

1917(大正6)年8月1日、神戸市に電気局が設置され、市営電気事業と市営市街電車事業が開始された。神戸市における電気事業の最初は、関西地方における電気事業の最初でもある1888(明治21)年に開業した神戸電灯であった。1906(明治37)年には神戸電気鉄道が開業し、神戸市内に市街電車を走らせ、1911(明治44)年には神戸市内への電灯電力供給兼営の許可を得た。このことにより、神戸電灯と神戸電気鉄道が電気供給をめぐる競争が激しくなり、通信管理局長が両社の間を斡旋して、1913(大正2)年に合併が行われ、神戸電気が設立された⁵³⁾。

神戸市営電気事業は、こうして誕生した神戸電気を買収することによって成立したが、その主な意図は電鉄事業(市街電車)を市営化することであり、その布石は1904(明治37)年に神戸市会が「市内に敷設すべき電気鉄道事業は市の経営とするを相当とす」との決議にあった⁵⁴⁾。

1910（明治43）年、神戸市は将来において神戸市が買収を行うために、神戸電気鉄道と報償契約を結び、予め買収に関する条項を規定していた。その第十七条には、「市ノ希望ニ依リ事業及物件ノ全部若クハ一部ヲ買収セムトスルトキハ会社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス」⁵⁵⁾と規定していた。その根拠となったのは、1906年11月に内務省の発した「電気鉄道ニ関スル特許状」の第三十六条「国又ハ公共団体ニ於テ公益ノ為軌道其他營業上必要ナル物件ノ全部若クハ一部ノ専用又ハ買収ヲ為サムトスルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之ニ対シ補償ヲ求ムルコトヲ得」⁵⁶⁾との規定にあった。また電気事業についても、1911年に逓信省が発した「電灯及電力供給ニ関スル命令書」の第十九条「国又ハ供給区域ヲ管轄スル公共団体ニ於テ電気事業ノ全部又ハ一部ヲ買収セムトスルトキハ会社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス」を根拠として、報償契約第十七条を適用していた⁵⁷⁾。こうした報償契約は、公法上の契約の一種ではあるものの、その効力については定説がないとされているものの、公共団体の財政収入獲得のために設定された⁵⁸⁾。

神戸市が市街電車の市営化を計画したのは、なぜだったのであろうか。神戸市が政府に提出した「神戸電気株式会社買収之義申請」には、神戸電気は「公益を顧みず軌道の敷設を怠り特許状下付以来約十年の長きを経たるに拘はらず既成軌道は其半に過ぎず是れ会社は一意營利に汲々とし未成線の敷設を閉却して只管株主配当金の多からむことのみ専らなるに因るものにして独占事業を営める会社の経営方針は茲に全く市民の利害と相反するに至れり之れ同会社の事業を買収し市営と為すの已むを得ざる所以」⁵⁹⁾と述べ、市街電車は公益事業であるがゆえに、市営化の必要があると述べている。

結果として、神戸市は「電灯、電力、電車を完全に独占し、統一して居るのは、恐らく全国に於て神戸市だけ」⁶⁰⁾という状況をつくり上げ、電気供給事業の収入が電車収入を上回るという京都市や大阪市では見られない特徴的状況も存在し⁶¹⁾、電気事業収入は市財政最大の収入源となり、市費や都市計画事業費への繰り入れを行った⁶²⁾。

（7）金沢市

1921（大正10）年10月、金沢市に電気局が設置され、市営電気事業が開始された。金沢市の市営電気事業計画は、1895（明治28）年に実業家が電気事業創業を計画した際、時の市長が電気事業を市営としたいと実業家に申し出て、調査書類及び計画案の提供を受けたことに始まる。市営電気事業開業に必要な15万円は、市債発行によって調達することを主務省の許可を得ていたものの、日清戦争後の好況によって、さらに6万円の資金追加が必要となった。市会は、日本における電気事業の日が浅く順調な経営が行われている例が少ないことから、1897（明治30）年に株式会社によって経営することを条件として民営に移すことを決議し、金沢市で最初に電気事業を計画した実業家らに電気事業経営に関する権利を譲渡した⁶³⁾。こうした経緯によって、1900（明治33）年に金沢電気が開業した。同社は、1908（明治41）年より瓦斯供給事業を兼業し、金沢電気瓦斯と改称した。同社は、発電設備を増備し、供給区域も金沢市近郊へ拡張した。

1920（大正9）年、金沢市長は前述のような経緯から、金沢電気瓦斯の買収し、市営化を起

案し、1921年6月に契約が成立し、市営化された。市営化は、産業の振興による市勢発展の見地から提唱され⁶⁴⁾、市営化の趣旨について当時の市長は「抑も電気電鉄及水道等は其の事業の性質に見て之を公共団体の経営に委し以て安全に市民をして使用せしめ傍財源を補ふの質に供するを要す」と述べている⁶⁵⁾。

金沢市営電気事業は、金沢電気瓦斯を買収して成立したことから、電気の供給地域は市域に限定せず、隣接した郡部にも供給し、鉄道会社や鶴来町営電気、能登半島に立地した工場には電力を供給していた。そのため、送電線路の延長は208km、配電線路は188kmに及んだ。また瓦斯事業も継承し、金沢市内のほか、隣接した郡部の一部にガスを供給していた。1926（大正15）年度の予算総括表によると、同年度の金沢市の歳入に占める電気瓦斯事業の割合は56.8%に達しており、普通経済（一般会計）の36.9%を上回っており、余剰金の普通経済への繰り入れも見られることから⁶⁶⁾、金沢市財政に大きく貢献していたものとみることができよう。それゆえに、戦後、金沢市も公営電気復元運動に加わることになったものと考えられる。

（8）大阪市

大阪市は、日本で最初に公営によって市街鉄道を経営した都市である。1903（明治36）年9月、完成した埋め立て地である築港を活かすために花園橋・築港間5kmの開業を皮切りとして路線が開設され、1924（大正13）年には営業距離が86.6kmに達し、市内交通輸送のほとんどを担っていた⁶⁷⁾。大阪市が市街鉄道を市営とした理由は、「抑も独占事業ヲ個人若クハ営利会社ノ経営ニ委スルコトアランカ、勢ヒ多クノ利益ヲ獲得センコトニ汲々スルノ結果遂ニ公利公益ヲ顧ミルニ違ナシ其結果ハ必然賃金ノ不廉設備ノ不完全ニ至ルハ当然免カレサル処ナリトス。然レトモ之ヲ公共の事業トシテ経営センカ、其設備料金総テ市民ノ利便公益ニ重キヲ措クヲ以テ、漸次諸般ノ改善ニ努ムヘキハ勿論ニシテ、市民ヲシテ之ニ浴セシメ且ツ大ニ市ノ財源ヲ潤沢ナラシメ、都市ノ発展上亦至大ノ利益ヲ與フヘキナリ」（1903年 市会における鶴原市長演説）と述べられている⁶⁸⁾。すなわち、市営市街鉄道によって市民の利便性を高め、公益性をふまえた料金設定を行うこと、結果として財源が潤沢になると述べている。実際に、市街電車は大きな利益を生み出し、市の財源として機能した。

大阪市が市営電気事業に取り組むのは、市街電車の開業から20年後の1923（大正12）年のことであった。大阪市における最初の電灯会社は、1890（明治23）年開業の大阪電灯であった。大阪市は1906（明治39）年に電気事業の市営化を決定していたが、電力事業と電灯事業とは異なる方針を採用した。すなわち、電力事業については、市営発電所を建設して市営市街鉄道へ送電した後、余剰電力を大阪電灯や一般需要家へ供給する一方、電灯事業については大阪電灯を買収することが計画された。そのため、大阪市は1905年に大阪電灯との間で結んだ報償契約の中に「会社ハ明治四十年一月一日ヨリ十五箇年ノ後ニ至リ市ノ希望アル時ハ買収ニ応スヘキコト」との規定を盛り込み⁶⁹⁾、これにより大阪市営電気が成立した。

大阪市が電気事業を経営したのは、なぜだったのでしょうか。関係資料から事業経営の目的が

明確な資料は見当たらなかったが、概ね前述した市営市街鉄道経営の主旨と同様であったものと考えられる。10年後の記念誌には、「市営電気の経営の基調は市民への奉仕以外に置くことはできない」⁷⁰⁾と述べており、大阪市では減収が明らかであっても、料金値下げを実行し、市民の福利増進に貢献した。買収後10年間の市営電気事業の実績によると、毎年収入の45%程度が差引利益金として残り、その利益金から公債元利支払い、建設改良費、減損補足金などを差し引いても平均1千4百万円余りの繰越金があった⁷¹⁾。

(9) 都城市

戦前において、最後に開業した市営電気は、1927（昭和2）年に開業した都城市営電気事業であった。都城市における電気事業公営化の議論の最初は、都城町時代の1921（大正10）年のことであった。同年8月議会において「財源調査会設置」が決定したものの、市制施行問題が発生し、公営化問題は一時棚上げとなった⁷²⁾。都城町が電気事業の公営化をめざしたのは、独自財源を確保するためであったことは明らかである。

1925（大正14）年、都城町に本社を置き、1910（明治43）年に開業した都城電気と、鹿児島市に本社を置く日本水電との合併が発表されたのを機に電気事業市営化が問題化し、都城市が熊本県人吉町に本社を置いていた球磨川電気から市域の電気事業を譲り受け、起債により買収、創業資金を調達して開業した。発電所を持たず、全て受電によっていたが、毎年、少額ながら利益を出していた⁷³⁾。

Ⅲ 市営電気事業の経営状況

これら9市営電気事業は、いずれも1942（昭和17）年に国策によって設立された九配電会社へそれぞれ統合され、廃止となった。これらの市営電気事業は、どのような特性を有していたのであろうか。

第2表は、1935（昭和10）年における9つの市営電気事業の諸元をまとめたものである。まず電源についてみると、当初は自家発電によって全ての電気供給を行えても、都市規模の拡大、電気消費量の拡大に伴って全ての電気を供給することができず、1935年では全ての市営電気が自家発電と他社から受電によって電気供給を行っていた。電力自給率が最も高いのは酒田市の86.5%で、次いで金沢市の74.6%、静岡市の70.1%と続いている。市街鉄道を兼営した都市では、仙台市の60%が最高となっており、京都市43.5%、神戸市22.6%、大阪市22.4%と低下し、東京市は15.6%の低率に留まっている。需用家数をみると、大阪市の49万世帯を最高に、神戸市16万世帯、東京市14万世帯余りとなっている一方、都城市は7千世帯余り、酒田市は1万世帯余りとなっており、市営電気事業といっても規模には大きな差があった。

次に推定市営電灯普及率は、電気供給だけを行った4都市ではおおむね高普及率となっているものの、複数あるいは複数以上の電気事業者が供給権を有していた東京市では12.3%、京都市

では35.5%に留まっている。そして、電気鉄道を兼営した5都市の利益に占める電気供給事業（電灯+電力）、電気鉄道のそれぞれの割合をみると、東京市と京都市では電気鉄道事業が50%程度を占めているのに対して、仙台市、大阪市、神戸市では電気供給事業が過半を占めており、各都市の電気局の収益構成は、前章でみたように市営電気事業の成立過程によって異なっている。第2表によれば、1935年の単年度だけではあるが、1923（大正12）年8月の関東大震災により電気供給、市街電車の設備が壊滅的な被害を受けて以来、赤字続きとなっていた東京市を除けば差があるものの、いずれも利益を出していた。

市営電気事業は、前章の概観からもわかるように、初期投資には莫大な費用を必要としたが、いずれの市も起債によって創業資金や発電所などの増備に必要な資金を調達していた。こうした社会資本整備のための起債の増加は、都市財政を膨張させた一因だとされているが⁷⁴⁾、その一方で、こうした市営事業が財源の一つとなっていたことも事実である。そこで、第3表には、電力の国家管理が開始される直前3年間における電気事業利益の他会計繰入率をまとめた。ここでいう他会計は、戦前財政における普通経済（一般会計）であると考えられるが、一般会計のどの部分に繰り入れられたのかは不明である。それによると、電気供給のみを行っていた4都市では酒田市が比較的高率であるが、都城市を除けば、繰入率は一定ではなく変動が大きくなっている。一方、鉄道経営を兼業として行っていた5都市の繰入率をみると、京都市が最も高く、次いで仙台市となっている。大阪市は変動が大きく、東京市は関東大震災に伴う被災施設の復興に多額の必要を要し、赤字経営が続いていたこともあり、繰入額はほとんどない。鉄道兼営都市では、自動車交通の普及により市街電車乗客数が減少し、経営に安定を欠くようになったものと考えられる。

第3表 国家管理直前における市営電気事業利益の他会計繰入率

都市名		1934年度	1935年度	1936年度	1937年度
電気供給	酒田市	67.7	57.2	60.9	70.2
	静岡市	69.0	64.2	47.6	45.1
	金沢市	—	48.5	19.5	32.9
	都城市	12.1	1.0	1.0	6.4
供給・鉄道	京都市	23.9	21.7	35.3	39.0
	仙台市	40.6	29.1	28.4	23.1
	東京市	—	—	0.2	0.2
	神戸市	11.6	3.4	3.3	7.7
	大阪市	3.2	—	18.7	0.0

（電気事業要覧より算出・作成）

〔注〕 電気事業要覧に記載されたデータの年次は、例えば昭和11(1936)年3月発行の第27回の例言には「主トシテ昭和九年及十年中ノ事項ヲ掲載スルモ資料不備ノモノハ前年度分ヲ再掲ス」とあり、当該電気事業要覧のデータが何年のデータなのか明確ではない。本稿においては、各年電気事業要覧のデータ年は、各年の例言において最初に記載されている年のデータと捉えて作成している。

そして最後に、大阪市が強調していたように、市営電気事業が市民への奉仕になっていたかどうかを確認するために、第4表には、9都市の市営電気の電灯料金を同一県内において電灯料金が最も安い電灯会社と比較して示した。それによれば、供給地域が重複するか、市域を事業者毎に分割して供給するために協定を結んでいた京都市、東京市、大阪市では同一料金となっているほか、金沢市も県内で最も安価な電灯会社と同一水準となっていた。酒田市、静岡市、都城市、仙台市、神戸市では、市営電気の電灯料金が最も安く設定され、市民への奉仕が実行されていたように捉えられる。

第4表 市営電気電灯料金の比較(1937)

都市名		20w定額 電灯料金	比較会社 電灯料金	比較電灯 会社名
電 気 供 給	酒田市	0.65	0.67	飽海電灯所
	静岡市	0.52	0.65	周智電灯
	金沢市	0.60	0.60	高岡電灯
	都城市	0.70	0.75	日豊水電
供 給 ・ 鉄 道	京都市	0.60	0.60	京都電灯
	仙台市	0.60	0.75	宮城県営
	東京市	0.55	0.55	東京電灯
	神戸市	0.60	0.63	阪神電気鉄道
	大阪市	0.50	0.50	阪神急行電鉄

資料：電気事業要覧。

〔注〕

- 1) 電灯料金は、夜間屋内灯1灯当たり。
- 2) 比較会社は、同一県内において電灯料金が最も安い会社。なお1937年の宮城県は、宮城県は県が電灯会社を買収し県下全域に供給しており、電気事業者は宮城県と仙台市だけとなっていた。

IV 市営電気事業から考える戦前都市自治体の内発的側面の考察

以上、戦前に展開した9つの市営電気事業の概要をまとめつつ、その特性を析出しようとしてきた。本研究から析出された第一の特性は、都市地域には電灯会社が自然発生的に立地し、市場メカニズムによる電気事業の発達が可能であったにもかかわらず、自治体が経営に乗り出したという点である。市街電車についても同様のことがいえる。第二の特性は、筆者がこれまで研究に取り組んできた山村の町村営電気事業と対照させると、山村の町村営電気事業は起債によって創業資金を調達したケースもあるものの、村有林や部落有林の立木売り払い代、住民の寄付金などが創業資金となっていたケースが多い⁷⁵⁾のに対して、市営電気事業、市営市街鉄道事業の創業資金は、ほとんど起債によって調達されていることである。投資効率の低さから配電地域から除外され、全村一斉点灯が叶わなかった山村において、自治体と住民が地域電化のために資金を

出し合い設立したこととは対照的である。そして第三の特性は、電気事業や市街鉄道事業による収益を自治体財政に組み入れることが意図されていたことにある。

戦前の市営事業をめぐることは、市営事業が全国的に広がる明治末期頃から学界においても議論がなされていた。1910（明治43）年12月に開催された社会政策学会第4回大会は、市営事業をテーマとして討論が繰り広げられた。報告者の塩沢昌貞は、欧米における市街鉄道の経営方式を紹介しつつ、水道、瓦斯、電灯、電車等の経済的公益事業は、都市が経営することが適当だと論じた⁷⁶⁾のに対して、後に大阪市長を務める関一は、自治体が電気鉄道や電灯事業計画を立てる場合には収益と財源化がその理由であり、現状では収入主義で市営事業を開始する場合には種々弊害が生じるので不必要であるとし、財源を見出したいのであれば民業で経営させて、十分に納金を取る方が安全で面倒が少ないと述べ、さらにたくさんの人を使い、市の負債を増加させ危険を踏んで事業の経営を市自ら行う必要がないとも述べ、市営事業の精神は収入主義ではなく公益主義であるべきだと主張した⁷⁷⁾。こうした関の主張を、学会の討論者であった東京市助役や研究者は非難した。大阪市長就任後、関は「社会政策学会大会の報告は実際の当時の事情に基づいた杞憂であった」と述べ、観念上、営利事業と公益事業とは対立したものであるが、両者が事実上同時に市営事業の目的になっても差し支えない、すなわち収入主義と公益主義は同時に成立すると述べている⁷⁸⁾。関が1910年当時、市営事業の経営は種々の弊害が生ずるとしたのは、都市が未発達であったがゆえに、都市財政も脆弱であったことに起因しているとみてよい。

金沢電気瓦斯に勤務し、同社が金沢市に買収された後は市営電気の技師として勤務した広瀬先一が著した『市町村と電気事業』は、市町村が電気事業を経営するに至る動機を財源主義と公益主義の二つに分類し、この動機は同時に目的でもあると述べている⁷⁹⁾。財源主義とは、市町村財源の涸渇が要因となって税外収入の一つとして電気事業が経営される場合をいい、公益主義とは、高料金や電線路延長に対する多額の補助金を取るといった電灯会社の横暴から自治体内の需要者を救済するために電気事業が経営される場合をいうとしている。

竹中龍雄は、日本の公企業史を分析して、市営事業が発達した要因について、ドイツの地方自治制を模倣して市制を施行した政府は、市に自治権を賦与したものの、その運用に必要な財政的準備を与えなかったのみならず、行政監督を通じて自治権の内容を制限する方針を採ったことから、市が積極的自治活動を開始するに至ったのは相当遅れたと分析している⁸⁰⁾。

また持田信樹は、近代日本における市営事業は主要な公益企業分野で私営企業に遜色のない重要な比重を占めていたこと、また公企業経営の基本的枠組みとしては「収益主義的原資焼却主義」ともいうべき制度的特徴を持っていたことを明らかにし、市営事業会計は単に他会計に益金を補充するだけではなく、債務費の一括処理をも通じて近代的都市財政の安定に寄与していることに注目している。そして公益事業の包摂は都市財政の安定化要因になるとともに、反面では「公共団体」を深く「市場経済」原理にひきずりこんで、経営環境の変化に伴う財政運営の不安定性を増幅したと指摘している⁸¹⁾。そして、輸入された地方自治制度こそ当時の日本都市財政にとって

「克服されるべき」対象であったと指摘している⁸²⁾。

このように戦前の市営事業をめぐるのは、多様な議論がみられる。持田が指摘した輸入された地方自治制度の下における地方財政制度は、市町村の収入として財産収入、使用料・手数料、科料、過怠金、市町村税および夫役現品をかかげ、市町村税や夫役現品は最後によるべき財源とされたが、財産収入その他の収入は微少であった⁸³⁾。そのため、基本財産の少ない自治体では、基本財産を造成するために電気事業に乗り出す例もあり⁸⁴⁾、高収益でしかも大都市交通機関として不可欠の市街路面電車が、都市自治体の財源確保のために狙われるのは当然のことでもあった⁸⁵⁾。

資本主義の発達によって、人口増加の一途にあった都市自治体、とりわけ大都市では社会資本整備のための財源確保は常に課題であったことに疑う余地はなく、多様な市営事業は財源確保の手段でもあった。関東大震災や第二次世界大戦への突入のために、都市自治体の基本財産造成の道は停滞し、閉ざされたが、戦前の市制下に置かれた都市自治体の躍動は、結果として都市の個性を醸し出していたとみることができる。それゆえに、終戦後、1946（昭和21）年から戦前に公営電気を経営した17の県都市が公営電気復元運動に取り組み、個性ある都市づくりを存続させようとしたのであった。しかし、それは実現せず、1951年の電力再編成に至った。

戦後、戦前の自治体財政を潤した市街鉄道事業は、モータリゼーションの影響を強く受け、大都市ではほぼ姿を消した。それは、市街鉄道事業による累積赤字が自治体財政を圧迫していたからであった。累積赤字による事業廃止は、自治体経営からすれば当然のことであろうが、戦前の都市自治体が強調してきた公益性は、経営効率を優先することによって大幅に後退することとなった。戦後の都市自治体において、収益の見込めない事業は都市政策の範疇に含まれなくなったとするならば、都市自治体は一体どのような政策を展開する組織なのかについて改めて問い直す必要があるようにも考えられる。輸入された地方自治制度は、一面では自治体の内発性を誘発していたようにも捉えられる。効率主義が優先され、画一的な地域づくりの進んでいる今日の日本の都市自治体を俯瞰すればするほど、戦前の都市自治体にみられた内発性に注目する必要があるように考えられる。

（にしの としあき・高崎経済大学地域政策学部教授）

〔付記〕

本稿を2014年3月末に本学を定年により退職される戸所 隆先生に献呈させていただきます。戸所先生には、先生が前橋市のご出身でおられることから、1996年4月に本学に地域政策学部が設置されるに伴い、都市地理学の担当者として、立命館大学文学部地理学教室よりご赴任いただきました。長年のご指導に感謝申し上げます。

戦前における市営電気事業の展開と特性

〔注〕

- 1) 西野寿章（1988）「国家管理以前の電気事業の性格と地域との対応—中部地方を事例として—」、人文地理40-6、pp.24-48。西野寿章（1989・90）「戦前における村営電気事業の成立過程とその条件（1）（2）—長野県下伊那郡上郷村の場合—」、産業研究（高崎経済大学附属産業研究所紀要）25-1、26-1、pp.52-70、pp.61-85。西野寿章（1996）「町村営電気事業の地域的展開—戦前の岐阜県を事例として—」、高崎経済大学附属産業研究所編『開発の断面』日本経済評論社、pp.4-43。西野寿章（2006）「戦前における村営電気事業の成立過程と部落有林野—長野県上伊那郡中澤村を事例として—」、地域政策研究（高崎経済大学）8-3、pp.103-118。西野寿章（2013）「戦前における地域組合電気の計画と挫折—秋田県横手地方を事例として—」、高崎経済大学論集55-3、pp.33-45。西野寿章（2013）「戦前における町村営電気事業の類型化に関する一考察（1）（2）」、地域政策研究（高崎経済大学）15-3・16-1、pp.181-195・pp.53-64。西野寿章（2012）「戦前の群馬県における電気事業史と現代の電気事業問題に関する一考察」、高崎経済大学地域政策センター編『群馬の再発見』上毛新聞社、pp.78-97。
- 2) 西野寿章（2008）「戦前における電気利用組合の展開とその地域的役割」、高崎経済大学附属産業研究所編『サステナブル社会とアメニティ』日本経済評論社、pp.65-89。西野寿章（2008・2009）「戦前における電気利用組合の地域的展開（1）（2）」、産業研究（高崎経済大学附属産業研究所紀要）44-1・2、pp.63-76、pp.74-87。西野寿章（2012）「日本にもあった電気の協同組合—戦前の電気利用組合」、まちと暮らし研究（(財)地域生活研究所）16、pp.54-59。
- 3) 西野寿章（2013）「戦前の山村における住民参加型電灯会社の設立とその特性—岐阜県上之保電気を事例として—」、高崎経済大学論集55-2、pp.1-14。
- 4) 西野寿章「東京の電気事業と電源開発」、『地学雑誌』（東京地学協会）東京特集号、2014年に公刊予定（印刷中）。
- 5) 西野寿章（2013）「戦前における電気組合の経営とその特性」、福島大学商学論集81-4、pp.203-223。
- 6) たとえば、電気事業の代表的な通史である『現代日本産業発達史 III電力』（栗原東洋編、1964、交詢社）や『日本の電気事業』（三宅晴輝、1951、春秋社）、『電気事業発達史』（新電気事業講座編集委員会編、1977、電力新報社）においては、市営電気についてはほとんど触れていない。
- 7) 金沢史男（1979）「1910年代の都市財政の一考察—東京市電気事業を中心に—」、東京大学経済学研究22、pp.77-89。
- 8) 岡野満夫（1982）「関一の都市財政論—戦前日本における改良主義的都市財政論の検討（1）（2）—」、経済論叢（京都大学）129-1・2、129-3、pp.94-113、pp.77-96。
- 9) 室田 武（1993）『電力自由化の経済学』宝島社。
- 10) 高橋芳紀（2001）「戦前東北地方における公営電気事業」、経済研究年誌（東北学院大学大学院経済学研究科）22、pp.69-99。
- 11) 雲然祥子（2011）「大正期仙台市の電気料金値上げ問題」、東北学院大学経済論集177、pp.165-193。雲然祥子（2012）「『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業に関する資料的考察—電気事業特別会計の分析を中心に—」、東北学院大学東北産業経済研究所紀要（31）、pp.63-114。
- 12) 京都市電気局（1933）『京都市営電気事業沿革誌』、pp.1-2。
- 13) 前掲12)、pp.5-8。
- 14) 前掲12)、p.107。
- 15) 京都電灯（1939）『京都電灯株式会社五十年史』、p.77。
- 16) 逓信省電気局（1936）『許可水力地点要覧』電気協会、pp.126-127。1891（明治24）年における蹴上発電所の出力数は、関西地方電気事業百年史編纂委員会（1988）『関西地方電気事業百年史』、p.38。による。
- 17) 白木正俊（2006）「明治後期の琵琶湖疎水と電気事業」、伊藤之雄編著『近代京都の改造』ミネルヴァ書房、pp.86-87。
- 18) 京都市（1940）『京都市政史 下巻』、p.433。
- 19) 前掲12)、p.632。
- 20) 前掲12)、pp.632-633。
- 21) 京都市交通局（1978）『さよなら京都市電』毎日写真ニュース社、pp.66-70。
- 22) 前掲18)、pp.388-399。
- 23) 前掲18)、pp.328-329。
- 24) 前掲12)、収録付表。
- 25) 前掲12)、収録付表。他経済への繰り入れには、特定の事業遂行のための特別積立金への繰り入れや普通経済への繰り入れがあった。
- 26) 東北電力（1988）『東北の電気物語』、p.404。
- 27) 公営電気復元運動史編集委員会（1969）『公営電気復元運動史』、p.767-768。
- 28) 酒田市（1935）「酒田市政概要」、pp.14-15。
- 29) 前掲27)、p.771。
- 30) 櫻井良樹（1997）『大正政治史の出発』山川出版社、p.281。櫻井は、第二次桂内閣時代末期の逓信省が東京電灯の電灯料金が低いという世論を背景として電気供給区域の重複を許可したのは、友友会の資金源である東京電灯の経営を圧迫する狙いがあったと論じている。
- 31) 東京市電気局（1940）『東京市電気局三十年史』、p.406。
- 32) 前掲31)、p.407。

- 33) 東京市神田区 (1935)「神田区勢要覧」、p.123. 同要覧によると、東京電灯は架空線、東京市は地中線によって配電していた。同一地域に複数以上の電灯会社が供給する際の配電線のあり方と、戦前に地中線による電気供給が行われていたことは今日の日本の景観を考えるときに興味深い。これは、六大都市の重複供給許可区域においては地中線式によることが命じられていたことによる (電力政策研究会 (1965)『電気事業法制史』電力新報社、p.67.)
- 34) 東京都交通局 (1992)『東京都交通局80年史』、P.22. 櫻井によれば、東京市においては、1897 (明治30) 年11月の市会において、すでに市財政を充実させる観点から市営が主張されていた (櫻井良樹 (2013)「関東大震災以前における東京市内交通機関をめぐる公益性の議論」、鈴木勇一郎・高嶋修一・松本洋幸編著『近代都市の装置と統治』日本経済評論社、p.20)。
- 35) 小野 浩 (2010)「大正期における東京市電の経営—市有化から関東大震災まで—」、老川慶喜編著『両大戦間期の都市交通と運輸』日本経済評論社、pp.36-37.
- 36) 前掲34)、pp.26-28.
- 37) 前掲30)、pp.178-184.
- 38) 前掲35)、p.57.
- 39) 静岡市 (1969)『静岡市史 近代』、p.332.
- 40) 静岡市電気部 (1941)『静岡市営電気事業三十年史 前編』、p.44.
- 41) 前掲40)、pp.50-51.
- 42) 前掲39)、pp.334-343.
- 43) 静岡市電気部 (1941)『静岡市営電気事業三十年史 後編』、収録資料。
- 44) 前掲43)、pp.162-187.
- 45) 仙台市 (1955)『仙台市史 2』、p.804.
- 46) 東北電力 (1988)『東北の電気物語』、pp.340-343.
- 47) 岩本由輝 (2010)「発刊によせて—太田千之助のことども—」、土生慶子編著『東北電力界の功労者の一人 太田千之助の資料集』南北社、pp.3-4.
- 48) 仙台市 (1943)『仙台市電気事業史』、pp.8-12.
- 49) 前掲46)、p.356.
- 50) 前掲11)、雲然祥子 (2012)、p.83.
- 51) 仙台商工会議所 (1938)『仙台商工業の概要』、p.5.
- 52) 仙台市史編さん委員会 (2009)『仙台市史 通史編 7 近代 2』、pp.74-75.
- 53) 神戸市電気局 (1928)『十年間の神戸市電気事業』、pp.1-2.
- 54) 関西地方電気事業百年史編纂委員会 (1988)『関西地方電気事業百年史』、p.106.
- 55) 神戸市電気局 (1918)『神戸市電気事業買取顛末』、pp.12-13.
- 56) 前掲55)、p.13.
- 57) 前掲55)、p.14.
- 58) 電力政策研究会 (1965)『電気事業法制史』電力新報社、pp.67-68.
- 59) 前掲55)、p.20.
- 60) 前掲53)、p.2.
- 61) 前掲54)、p.107.
- 62) 神戸市 (1994)『新修神戸市史 歴史編IV 近代・現代』、p.587. 例えば、1929 (昭和4) 年度における神戸市予算をみると、電気事業費 (電灯、電力、電車) の歳入予定額は普通経済を上回っていた (朝日新聞社 (1929)『昭和五年朝日年刊』、p.415)。
- 63) 金沢市電気局 (1929)『金沢市営電気瓦斯事業の沿革』、pp.1-2.
- 64) 前掲27)、p.881.
- 65) 広瀬先一 (1929)『市町村と電気事業』オーム社、p.23.
- 66) 金沢市 (1927)『金沢市勢概要』、p.49. 前掲63) に収録された1921 (大正10) 年から1927 (昭和2) 年までの歳出表によると、利益が一般会計に繰り入れられた記録はなく、現時点では正確な状況は把握できていない。
- 67) 大阪市 (1936)『大阪市制』、p.593.
- 68) 大阪市 (1923)『大阪市営電気軌道沿革誌』、p.6.
- 69) 前掲54)、pp.103-104.
- 70) 大阪市電気局 (1935)『電灯市営の十年』、p.51.
- 71) 前掲70)、p.131.
- 72) 都城市史編さん委員会 (2006)『都城市史 通史編 近現代』、p.432.
- 73) 九州電力 (2007)『九州地方電気事業史』、pp.315-316.
- 74) 例えば、前掲7)、8) 参照。
- 75) 西野寿章 (2013)『山村における事業展開と共有林の機能』原書房、263p.
- 76) 社会政策学会 (1911)『社会政策学会論叢 第四冊 市営事業』同文館、p.47.
- 77) 前掲76)、pp.79-80. この当時、関は東京高等商業学校講師であった。

戦前における市営電気事業の展開と特性

- 78) 関 一 (1928) 『市営事業の本質』東京市政調査会都市問題パンフレットNO.5、38p.
- 79) 前掲65)、pp.7-11.
- 80) 竹中龍雄 (1939) 『日本公企業成立史』大同書院、p.187.
- 81) 持田信樹 (1985) 「日本における近代的都市財政の成立 (二)」、社会科学研究 (東京大学社会科学研究所紀要) 36-6、pp.148-152.
- 82) 前掲81)、p.192.
- 83) 藤田武夫 (1987) 『日本地方財政の歴史と課題』同文館、pp.12-13.
- 84) 前掲5) 参照.
- 85) 前掲21)、p.47.